

新 潟 市

中央 農業委員会だより

～中央農業委員会の所管区域～

鳥屋野地区・石山地区・山潟地区・大形地区・曾野木地区・両川地区
大江山地区・亀田地区・横越地区



農園の小熊穂高さん

窪田友弘さん



のうぎょうびと 地域で頑張る農業人



今回ご紹介するのは、江南区茅野山の窪田梨果園 窪田友弘さん(37)です。

農園の梨栽培の他に、窪田さんが担当する作物は、お米と季節の野菜。農業を始めて、その美味しさに感動した作物の1つ『とうもろこし』(窪田さんランキング第2位)に今、力を入れているそうです。

取材に伺った日(6月下旬)から、とうもろこし(ゴールドラッシュ)の収穫が始まり、更に甘さが増す白いとうもろこしの収穫へと続くそうです。

また、ご出身をお聞きすると、なんと沖縄県。サラリーマンだった窪田さんが、なぜ新潟で就農することになったのか…。

※ 6ページにも窪田さんから伺ったお話の掲載があります。

農地の転用には許可が必要です！

— 農地の無断転用は絶対してはいけません —

- 市街化調整区域の農地を農地以外にする（農地転用）場合、農地法に基づく許可が必要です。

- 住宅を建てる
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 農業用施設を建てる
- 太陽光発電設備を設置する …など



- 転用の許可方法は2種類あります。

- 農地の権利者(所有者等)がその農地を転用する場合 (農地法第4条)
- 農地の所有者から農地を買う、または借りて転用する場合 (農地法第5条)

- 市街化区域内の農地の転用については、許可は不要ですが、転用の届出が必要です。

※許可を受けずに転用された農地は、基本的には追認の許可はされませんので、転用を行う前に許可を受けてください。



お問い合わせ先 農地係 ☎ 382-4974

農地パトロールを実施しました



管内を地区ごとに分けて、年2回、農業委員・農地利用最適化推進委員が耕作放棄・無断転用等の実態及び利用状況調査のため、農地パトロールを行っています。

今年度、7月に第1回目の農地パトロールを実施し、農地を適正管理していない土地所有者(耕作者)には、農地を適正に管理するよう指導を行いました。

耕作放棄地は病害虫の発生や不法投棄の誘発など、地域に迷惑がかかります。

農地に関する相談は、農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。



農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員

- ▶ 業 務 農地に係る許認可
農地利用の最適化の推進に係る業務
◇担い手への農地利用の集積・集約化
◇耕作放棄地の発生防止・解消
◇新規就農者の確保
毎月の会議(総会・委員会)及び現地調査等
- ▶ 募集人員 19人以内
- ▶ 対 象 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- ▶ 任 期 平成31年4月1日～平成34年3月31日
- ▶ 報 酬 43,000円以内(月額)

農地利用最適化推進委員

- ▶ 業 務 担当区域において、農地利用最適化の推進に係る業務
◇担い手への農地利用の集積・集約化
◇耕作放棄地の発生防止・解消
◇新規就農者の確保
- ▶ 募集人員 19人 ※担当区域ごとに募集します。区域の詳細は募集要項をご覧ください。
- ▶ 対 象 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方
- ▶ 任 期 委嘱の日(平成31年4月初旬)～平成34年3月31日
- ▶ 報 酬 40,000円以内(月額)

応募方法

団体や個人からの推薦、自らの応募
※所定の様式を提出してください。詳しくは募集要項をご覧ください。

募集期間

平成30年10月1日(月)～平成30年10月31日(水)

募集要項の入手方法

募集期間内に新潟市中央農業委員会事務局、江南区産業振興課で配布
新潟市ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ先

【農業委員の募集に関すること】
新潟市農林水産部農林政策課 TEL 025-226-1764

【農地利用最適化推進委員の募集に関すること】
新潟市中央農業委員会事務局 TEL 025-382-4964

相続等によって農地の権利を取得した場合には届出を…

- 農地法の許可を要さずに以下の理由で農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局への届出が必要です。

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効 など

お問い合わせ先 農地係 ☎ 382-4974



農地の相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けられている方へ

- 特例農地(納税猶予の適用を受けている農地)を譲渡・転用・貸付け、又は耕作放棄等をした場合は、当該農地に対応する猶予税額に利子税を加え、納税しなければなりません。また、それらの面積が特例農地全体の面積の2割を超えた場合は、利子税を加え、猶予税額の全てを納付しなければなりません。
- 特例農地につき、特定貸付(農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)による貸付け)を行った場合は、貸付を行った日から2ヶ月以内に税務署長に届出書を提出することで、納税猶予が継続されます。

注意

平成21年12月14日以前に相続税納税猶予の適用を受けている方が、特定貸付を行った場合は、「20年間の営農継続」による免除事由が除外され、「終身農地利用」となります。



◎ 納税猶予の適用を受けている期間に、特例農地に移動等を計画している方は、事前に新潟税務署(☎ 025-229-2151)に相談するようお願いします。

各種申請書類は、新潟市ホームページからダウンロードできます

ホームページアドレス

<http://www.city.niigata.lg.jp/> から **農地法** で検索してください。

全国農業新聞

を讀みませんか?

- 農家の経営とくらしに役立つ情報紙
- 毎週金曜日発行
- 購読料 1ヶ月 700円

※購読申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局農政振興係 (☎ 382-4966)



農業経営基盤強化促進法による「貸借・売買・交換」

農地の貸し借りや売買・交換は、農地法による許可のほかに、農業経営基盤強化促進法でも行えます。

制度の特色

〈農地の貸し借り〉

- ・貸し手は、賃貸借の期間が終了すれば農地を自動的に返還してもらえます。この場合、離作料を支払う必要はありません。
- ・貸し手と借り手が引き続き賃貸借を希望する場合は、更新することができます。

貸借期間の終了案内

該当者には終了の案内を送付しますので、期間更新を希望される場合は忘れずに手続きを行ってください。

〈農地の売買・交換〉

- ・所有権移転の登記は、請求があれば農業委員会事務局が行います。
- ・一定の条件により税金の優遇措置が受けられます。
譲渡所得の800万円の特別控除、不動産取得税・登録免許税の軽減措置

制度の要件

〈借り手・買い手要件〉

- ・自ら耕作すること。(不動産業者等が介入していないこと)



〈土地の要件〉

- ・取得面積が概ね10a以上であること。(但し、隣接する既存農地を含めることは可)
- ・借り手の経営面積が50a以上であること。
- ・買い手の経営面積が水田面積換算で260a以上であること。

届出に必要な書類等

- ◎ 利用権設定申出書(農業委員会事務局にあります)
 - ・貸手(売手)、借手(買手)双方からの申し出。
 - ・貸し借りは、土地の地番を特定できること。
 - ◎ 認印
 - ◎ 売買、交換は土地の登記簿謄本(法務局交付の全部事項証明書)
- ※代理申請の場合は、事前にご相談ください。

お問い合わせ先 農政振興係 ☎ 382-4966

農業人のご紹介

窪田 友弘さん(37)

農園で窪田さんが携わる作物

和梨・ルレクチエ 20種類
(2ha)、米(5.5ha)、とうもろこし・ズッキーニ・パクチー・きゅうりなど季節野菜(1.5ha)

就農のきっかけ

沖縄県で生まれ育ち、営業の仕事に就いていましたが、7年前に転勤で新潟県上越市にきました。彼女(妻)の家に遊びに来た時、お義母さんに「一緒にブロッコリー植えよう」と言われ、初めて畑仕事を体験しました。自分で植えて育てた物を収穫した感動と、採れたてを生で食べた時の甘さに衝撃を受け、どんどん農業に魅了されました。本気で農業を仕事にしたいという思いが強くなり、悩みに悩んだ末に、妻と義父母が背中を押してくれ、2年間の研修を経て、就農しました。
※美味しさに感動した作物「窪田さんランキング」第1位はブロッコリーだそうです。

ロックス川

農園の主力である梨は、従業員5人と繁忙期はパートナーさん2人も加わり7人で作業しています。今は(6月下旬取材時)、梨に害虫や病気がつかないよう一つ一つ袋掛けの作業を行っています。



また、梨の作業の合間に、田んぼ仕事や季節の野菜作り、島バナナなどの沖縄ならではの作物にも挑戦しています。今年から不定期で開催される会話を楽しむイベント販売(新潟市近郊の若手農業者が参加)には、軽トラックいっぱい作った野菜を積んで参加しました。どれも好評でしたが、特にお洒落なカップに入れて根付きで販売したパクチーは、部屋の中で育てられるので、必要な分だけすぐに使えることや観賞用にもなり好評でした。

うまくいくことばかりではなく失敗することもあります。失敗から学ぶことも多く、その悔しさをバネに今度こそは!と頑張っています。

また、「新潟の冬は平気ですか?」とよく聞かれますが、7年経った今でも雪が降るとわくわくし、雪がたくさん降った翌朝の雪かきが楽しみです。夏は20年続けている趣味のサーフィンを、冬は新潟に来て始めたスノーボードを楽しんでいます。

今後の目標など

農業界を若い力で盛り上げていくことです。県外から入ってくる大量生産の作物に、価格ではかないませんが、味で勝負し、高くても買ってもらえる物を作りたいです。それが収入の安定につながって、農業をやりたい人も増えていくのではないかと若手農業者といつも話しています。

今、自分たちに何ができるか考え、活動は小さくても若手で力を合わせて、いろんなことにチャレンジしていこうと思っています。そして、いつか小学生が将来夢みる職業に「農業」がランキングしたらうれしいです。

農地の貸借・売買等は農業委員会で

○農地法に基づく申請・届出締切日(9月~1月)

毎月、許可申請は1回、届出は3回受付いたします。

月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日	月	申請締切日	届出締切日
9月	6日(木)	5日(水)	10月	11日(木)	5日(金)	11月	9日(金)	5日(月)
		13日(木)			16日(火)			13日(火)
		25日(火)			24日(水)			21日(水)
12月	6日(木)	5日(水)	H31年 1月	10日(木)	7日(月)	※農地の貸借等を希望される方は、農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。		
		13日(木)			16日(水)			
		21日(金)			24日(木)			